



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 2 4 6 号 令和 2 年 9 月 2 9 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 9 1	身体障害者福祉法の規定による医師を指定した件	障がい福祉課
5 9 2	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
5 9 3	土地収用法の規定に基づく事業の認定をした件	用地対策課
5 9 4	土地収用法の規定による収用又は使用の手続の開始を告示する件	同

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	

【監査委員公表】

番 号	表 題	担当課名
1 0	包括外部監査結果報告に対する措置状況	

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
8	警備員指導教育責任者講習の実施期日等を公表する件	

徳島県告示第五百九十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和二年九月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

氏 名	診療科目	診断する障害の種類	従事する医療機関		指定年月日
			名 称	所 在 地	
川端 豊	循環器内科	心臓機能障害	徳島大学病院	徳島市蔵本町二丁目五〇番地の一	令和二年九月一日
石谷 えみ	耳鼻咽喉科	聴覚障害 平衡機能障害	同	同	同
友成 哲	内科	肝臓機能障害	同	同	同
内藤 圭介	耳鼻咽喉科 頭頸部外科	聴覚障害 平衡機能障害 音声、言語機能障害 そしゃく機能障害	同	同	同
田中 宏典	内科	肝臓機能障害	同	同	同
藤原 敏孝	脳神経外科	肢体不自由	同	同	同
福島 功士	脳神経内科	音声、言語機能障害 肢体不自由	同	同	同
江藤 祥平	外科	ぼうつこう又は直腸機能障害 小腸機能障害	同	同	同
松下 健太	同	同	徳島県立中央病院	蔵本町一丁目一〇三	同
森 勇人	同	同	同	同	同
寺奥 大貴	同	ぼうつこう又は直腸機能障害	同	同	同
住友 弘幸	同	呼吸器機能障害 ぼうつこう又は直腸機能障害	同	同	同

兼松 美幸	乳腺外科	小腸機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口一〇 三番地	同
戸村 美紀	耳鼻咽喉科	聴覚障害 平衡機能障害 音声、言語機能障害 そしゃく機能障害	同	同	同
山口 真司	脳神経外科	音声、言語機能障害 肢体不自由	同	同	同
鹿島 正弘	整形外科	肢体不自由	阿南医療センター	阿南市宝田町川原六番地一	同
金子 文仁	脳神経外科	同	同	同	同
古北 由仁	外科	ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害	独立行政法人国立 病院機構東徳島医 療センター	板野郡板野町大寺字大向北一	同
片岡 涼子	消化器内科	同	たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ五六 番地一	同
本淨 晃史	呼吸器内科	呼吸器機能障害	同	同	同
田蒔 基行	糖尿病・内分 泌内科	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 肝臓機能障害	同	同	同
木下 智絵	内科	じん臓機能障害 肝臓機能障害	木下病院	同 南末広町四 七〇	同
益田 昌俊	同	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害	同	同	同

新田 晃弘	小幡 史明	田中 祐輔	西條 知見	三谷 嘉代	橋本 吉弘
整形外科	内科	呼吸器内科 内科	呼吸器内科 内科	同	同
肢体不自由	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	肢体不自由	呼吸器機能障害	同
徳島県立三好病院	同	加茂田中病院	医療法人静可会三	西條内科耳鼻科	同
三好市池田町シマ八一五二	同	地四	三好郡東みよし町加茂一八八三番	七 板野郡藍住町東中富字拙傍示二二	同
同	同	同	同	同	同

徳島県告示第五百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年九月二十九日から令和三年一月二十九日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年九月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社西松屋チエーン	兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一	大村 浩一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 西松屋徳島南矢三店
所在地 徳島市南矢三町一丁目八九番五ほか

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社西松屋チエーン	兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一	大村 禎史

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社西松屋チエーン	兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一	大村 浩一

4 変更年月日

令和二年八月二十一日

二 届出年月日

令和二年九月九日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和二年九月二十九日から令和三年一月二十九日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二二六九

2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 意見の内容
 - (三) 意見を述べる理由
- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百九十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和二年九月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 起業者の名称

勝浦町

二 事業の種類

国民健康保険勝浦病院改築事業

三 起業地

1 収用の部分 徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑及び字竹国地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

申請に係る事業は、勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑及び字竹国地内を起業地とする国民健康保険勝浦病院改築事業（以下「本件事業」という。）である。

したがって、本件事業は、法第三十条第二十四号に掲げる地方公共団体が設置する病院に関する事業に該当すると認められるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者である勝浦町は、平成二十八年に策定した「国民健康保険勝浦病院改革プラン」を基に平成二十九年に「国民健康保険勝浦病院改築基本構想」、平成三十年に「国民健康保険勝浦病院基本計画」を策定し、令和二年度には一般会計予算により財源措置を講じていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業については、起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

勝浦町が開院している国民健康保険勝浦病院（以下「勝浦病院」という。）は勝浦郡内の唯一の入院機能を持つ医療機関として郡内の医療を担っているが、人口の減少と高齢化、疾病構造の変化等により、医療形態を「治す医療」から介護と連携し「治し支える医療・介護」に転換することが喫緊の課題となっている。

勝浦町は、このような状況に対処するため、平成二十八年に「国民健康保険勝浦病院改革プラン」を策定し、住民の「かかりつけ医」としての機能及び地域医療構想を踏まえた、地域包括ケアシステムの中心的な機能を有する勝浦病院の整備を図るものとした。

また、現在の勝浦病院は病室の病床面積が狭く、医療ベッドの間隔が不十分であ

り、患者の療養環境及び医療スタッフの診療環境が良好でない。廊下の幅員も医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定以下であり、医療ベッド搬送時には車椅子等と円滑に対向できず、建築設備（給排水、空調設備等）は老朽化し、応急的に補修して使用を継続しているが、屋上等からの雨漏りもあり、診療等の業務に支障を来している。診察室及び病棟における看護の動線も長く、患者に移動の負担をかけている状況であり、これらの問題を解消することが急務となっている。

更に、現在の飛行場外離着陸場は駐車場と兼用となっており、使用時には車両の移動が必要となり、緊急時の搬送に支障があるため、早期の対応が必要である。

起業者は、このような状況に対処するため、病院の施設整備の方向性を検討し、本件事業を実施することとした。

本件事業の実施により、病院施設が新しくなり施設の老朽化による弊害が改善されるとともに、幅広い患者に対応できるように診療室、病室、リハビリ等の施設が集約され、病室や廊下の面積も広くなり、療養環境や看護動線が著しく改善され、病床面積増加により入院費の療養環境加算の算定が見込まれ病院の収支向上も期待される。

また、勝浦病院周辺の「医療と福祉ゾーン」において本件事業と介護施設であるデイケアコスモス等の整備とを一体的に実施することで、医療と介護及び福祉との連携が強化され、在宅医療に関する退院支援、急性期の対応、看取り等の機能も改善され、訪問看護及び訪問リハビリテーションのサービスも充実し、勝浦町の目指す地域包括ケアシステムの構築に寄与することが期待される。

更に、専用の飛行場外離着陸場が整備されることで、緊急時の円滑な搬送が可能となる。

本件事業の完成により、勝浦町が掲げる地域包括ケアシステムの構築の中核施設が整備され、医療、介護等の充実に寄与することが見込まれ、緊急時のドクターへの活用も可能となることから、公益に資するところは極めて大きなものがある。

なお、本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号）に定める対象事業の要件を満たしていないため実施されていないが、本件事業の施行において規制値を上回る騒音及び振動が予測される工種はないため、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響は極めて小さいものと認められる。

よって、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業者が行った現地調査及び文献調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）による国内希少野生動植物並びに環境省レッドリスト及び徳島県レッドデータブックにおいて、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。また、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）により、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、交通の利便性等を条件として選定した三つの候補地について比較検討が行われており、工事が容易であること、既存施設との相乗効果が見込まれること等、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると本件事業の起業地が最も合理的であると認められる。

よって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、(一)で述べた「得られる公共の利益」と(二)で述べた「失われる利益」を比較衡量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業については、事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

3の(一)で述べたように、勝浦町は、人口の減少と高齢化、疾病構造の変化等により、医療形態を「治す医療」から介護と連携し「治し支える医療・介護」に転換することが喫緊の課題となっており、緊急時に使用する専用の飛行場外離着陸場整備も求められていることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行するために必要最小限の面積である。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足するものと判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

国民健康保険勝浦病院事務局

徳島県告示第五百九十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の三の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和二年九月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

一級河川吉野川水系吉野川及び加茂谷川改修工事（加茂第二堤防）並びにこれに伴う町道、一級河川、農業用排水路及び農業用排水路付替工事

三 手続が開始される土地

1 収用の手続が開始される土地

三好郡東みよし町加茂地内

2 使用の手続が開始される土地

三好郡東みよし町加茂地内

四 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

東みよし町役場

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給に関する規則（規則六 一〇）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（特定退職者に関する暫定措置）

2 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第十三条の二及び第二十八条第一項の規定の適用については、第十三条の二中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第二十八条第一項中「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

様式第一号を次のように改める。

退職手当請求書

年 月 日

任命権者 殿

(フリガナ)
氏 名

印

年 月 日 退職した
退職とみなされたので、退職手当を支給されるよう証拠書類を添えて請求します。

1 退職当時の職名

2 郵便番号

フリガナ	
住 所	

3 振込先

金融機関	金融機関名(フリガナ)	店舗名(フリガナ)	預金種目	口座番号(右詰め)
			普通 ・ 当 座	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、徳島県知事から包括外部監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和2年9月29日

徳島県監査委員
同
同
同
近岡大北
藤崎寺塚島
光悦健明一
男夫司廣人

令和元年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
監査テーマ：住宅施策に係る事務事業の執行について

I 徳島県住生活基本計画に基づく住宅施策

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
第3次計画全体				
26-27	県が定める他の計画との連携等	住生活基本計画が、住宅政策に関する基本計画であり、他の政策との連携や調和がより求められている現状に鑑み、県が定める他の計画等との間で、より密接な連携を図るとともに、県庁内においても、それぞれの部署が実施する住宅関係の政策の情報交換や総合調整を実現するために、より横断的な対応を可能とする仕組みが検討されるべきである。（意見1）	第4次徳島県住生活基本計画については、令和2年度から見直し作業を開始することから、計画策定及びその後のフォローアップにおいて関係部局との情報交換や総合調整をより密にするために、今年度中に庁内での住宅施策に関する会議を立ち上げる予定である。 (住宅課)	措置予定
27-29	P D C A サイクル	住生活基本計画においては、「基本的な施策」ごとにP D C A サイクルを推し進めるべきであるが、施策の展開、検証において、具体性を欠くと思われる施策もあり、施策ごとにP D C A サイクルの各段階において何を行うのか、次期計画について検討するとともに、よりきめ細やかなP D C A サイクルの策定の検討が望まれる。（意見2）	令和2年度から見直し作業を開始する第4次計画については、耐震化や空き家対策などの特に重要な施策について、できる限り短い期間での達成度合いを測るようP D C A サイクルを策定し、また、達成度合いを測ることができる指標を調査の負担を考慮して設定する。 (住宅課)	措置予定
		次期計画の策定においては、住生活基本計画策定委員会に対して、前計画の施策ごとのP D C A サイクルや指標の達成について検証資料を提示し、議論が為された上で、次期計画の議論をスタートすべきである。（意見3）	令和2年度から見直し作業を開始する第4次計画については、住生活基本計画策定アドバイザー会議において現行計画の進捗状況や課題について検証を行い、現状分析と第4次計画の目標設定を適切に行う予定である。	措置予定

			(住宅課)	
29-30	成果指標の策定	計画における指標は、新たな計画策定時に削除されるケースがあるが、その場合は、削除の理由、その後の管理についても、計画において、公表すべきであるし、新たな指標を設けるのであれば、その理由・背景等についても公表すべきである。(意見4)	令和3年度に策定予定の第4次計画については、指標の削除及び追加を行う理由等を、住生活基本計画策定アドバイザー会議資料として公表する。 (住宅課)	措置予定
30-31	市町村との連携	本県の住生活基本計画策定においては、各市町村における住生活基本計画を重要な基礎資料と位置付けるべきであるが、住生活基本計画を策定している市町村は徳島市のみにとどまっている。県は、各市町村の住生活基本計画の策定を強力に後押しするとともに、住宅政策における市町村との連携をより密にすべきである。(意見5)	令和2年度に開催予定の徳島県地域住宅協議会において、令和3年3月に改定される国の計画や、現在の県の計画を周知することにより、市町村が計画を策定する場合のメリット等について、各市町村に対し丁寧に説明する。 また、令和3年度の第4次計画策定の過程において、市町村に対し、住生活基本計画策定アドバイザー会議で議論された内容を提示し、市町村からの意見を県計画に反映する会議を開き、連携を図る予定である。 (住宅課)	措置予定
	第3次計画に掲げられている各施策			
32-37	「地域を守る」対策の促進等	地震時等に著しく危険な密集市街地の解消については、進捗状況が遅れており、市町の取組への後押しがより一層必要である。(意見6)	空き家除却による密集市街地解消については、取組への補助を行ってきたが、今後は、面的な地域整備の事例及び類似条件における解消事例について情報収集を行い、密集市街地関連のUR都市機構(まちづくりに関する事業のコンサルタントを行う独立行政法人)担当職員をアドバイザーとして招くことを検討する。 また、令和2年度中に市町村との協議の場を設けることとしており、密集市街地解消に向けて、各市町各地区の実情に即した新たな方策を検討していく予定である。 (住宅課)	措置予定
		今後、空き家等対策計画を策定していない市町村や計画の中身を充実させる必要のある市町村については、県からの更なる支援が必要である。(意見7)	令和元年度末時点において計画策定済みの19市町村のうち、10市町については、既に市町村における空き家等対策協議会の委員又はオブザーバーとして県が参加しているところであり、引き続き、計画の内容が充実するよう協力していくこととしている。 他の9市町村についても、協議会への参加や計画の見直しに関する相談など、県として適切に支援を行う。 計画を策定していない5市町村においては、計画の策定によるメリットを説明し促進を図るとともに、策定の意向を有する市町村に対して、必要な支援を行う。 (住宅課)	措置中
	空き家バンクにおいて提供されている情報は市町村に	空き家の情報提供については、各市町村の実情により異なる	措置中	

		よって大きく異なっており、「とくしま回帰」空き家情報バンクと市町村バンクの違いも不明確であるため、比較が難しく分かりづらい。地域の情報やインスペクション等も含め、どのような情報を提供することが中古住宅市場の活性化に繋がるのか検討し、開示する情報を統一し、分かりやすく伝える等の改善が必要である。(意見8)	る対応になっており、非公開としている市町村もある。「とくしま回帰」空き家情報バンクと市町村空き家バンクの違いについては、住宅対策総合支援センターホームページにおいて、違いが分かるよう改善し、また、地域情報やインスペクション等について利用者に分かりやすい導線で情報を掲載する。 (住宅課)	
37-40	空き家の利活用等の促進	空き家等を生活体験施設や交流施設等に用途を転換する施策においては、事例に基づく情報、ノウハウを県が集約した上で市町村と共有し、市町村のブランディング戦略に県が積極的に支援を行う必要がある。(意見9)	令和2年2月5日に全市町村を対象とした「空き家対策連絡協議会」を開催し、空き家の利活用や課題について各市町村の意見を聞くとともに、各市町村の抱えている課題についても、討論し共有を図った。 今後も、「空き家対策連絡協議会」を開催し、情報共有を行うとともに、空き家の利活用に関する市町村向け相談の窓口となり、市町村からの個別事業の相談にも丁寧に対応していく。 (住宅課)	措置中
40-42	県産木材による良質な木造住宅の振興等	今後、住宅着工戸数の減少が想定される中、県産木材の市場を縮小させないためには、インスペクション等を活用し、リフォーム等に県産木材が積極的に使用されることを目指すなど、ストック重視の施策と適合した施策の展開が必要である。このような施策を展開するためには、県産木材の経年劣化、利用分野ごとの評価、事例、リフォームによる効果等の基礎データ及びデータを提供する体制、ルール作りも必要である。(意見10)	県産材の特性を活かした利用法としては、加工材に比べ曲げ強度が高いという点からは床板、断熱性能が高いという点からは内装材としての利用などが挙げられる。 県産材についての研究成果や活用事例等を周知するため、「とくしま木造建築学校運営協議会」が行った、県下の既存刊行物の収集、整理、データベースの作成を支援し、徳島県木材利用創造センター(徳島市南庄町)人材育成棟内に開設されたオープンライブラリーにおいて、これら県産木材に関する各種データや事例集、専門図書などの幅広い資料を住宅所有者や事業者提供する体制を令和元年度末に構築した。 また、県が事務局を務めている「徳島県木造住宅推進協議会」(木造住宅の振興に関わる川上から川下までの幅広い事業者で構成される協議会)の令和2年7月の総会において、ライブラリーのさらなる周知・活用を呼びかけた。 (住宅課)	措置済み
		公営住宅の整備等における県産木材の利用の促進については、賃貸住宅リフォームにおける県産木材利用実績等として利用できる可能性もあり、具体的な施策の推進、分析等が必要である。(意見11)	令和2年度から設計を始める、「県営住宅新浜町団地建替工事」では、「あらわし」による木造4階建てという新しい手法を用いることで、県産木材の利用のPRを行うこととしている。 (住宅課)	措置予定
42	美しい街なみや良好な居住環境の形成促進	歴史的な街なみの整備による市町村のブランディング戦略について、事例、ノウハウを県が集約した上で市町村と共有するなど県が積極的に情報提供を行う必要がある。(意見12)	本県で作成した「古民家等を活用したまちづくりガイドブック」や、三好市等で継続的に取り組んでいる歴史的街なみ整備について、令和2年度中に改めて県内市町村に対して周知を行う予定である。 (住宅課)	措置予定

42-43	高齢者等が自立して暮らすことのできる住生活の実現	<p>施策として掲げられている高齢者に対応した住環境の整備については、具体的な成果に結びついていない。今後の施策の推進方法、適切な指標について検討する必要がある。</p> <p>また、指標、具体的な施策の策定及び検証に関しては、県の高齢者等に関する政策全般との連携や調整が必要であると考えられることから、その担当部署ともより密接な連携がなされることが望まれる。(意見13)</p>	<p>意見を踏まえ、空き家等を改修したサービス付き高齢者向け住宅の整備に関する施策及び指標の見直しについては、令和2年度から見直し作業を開始する第4次計画のアドバイザー会議に諮っていく。</p> <p>また、第4次計画を策定する上で、関係部局との情報交換や総合調整をより密にするために、今年度中に庁内での住宅施策に関する会議を立ち上げる予定である。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
43-45	子育て世帯等が安心して暮らせる住生活の実現	<p>施策として掲げられている子育て世帯に適した民間住宅の供給促進、子育て世帯にとって魅力的な既存住宅の流通の促進といった施策については、具体的な成果が乏しい。今後の施策の推進方法、適切な指標について検討する必要がある。</p> <p>また、指標、具体的な施策の策定及び検証に関しては、県の子育て世帯等に関する施策全般との連携や調整が必要であると考えられることから、その担当部署ともより密接な連携がなされることが望まれる。(意見14)</p>	<p>子育て世帯に適した住宅の供給、流通の促進については、現在の指標である誘導居住面積水準達成率の見直しを検討し、より適切な指標の設定について、令和2年度から見直し作業を開始する第4次計画のアドバイザー会議に諮っていく。</p> <p>また、第4次計画を策定する上で、関係部局との情報交換や総合調整をより密にするために、今年度中に庁内での住宅施策に関する会議を立ち上げる予定である。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
45-46	リフォーム等の促進による住宅ストックの質の向上	<p>PFI事業によって整備した県営住宅においては、併設した福祉施設の実施するサービスについて、福祉施設の利用状況の調査を行い、より入居者が利用しやすい福祉サービスのあり方について検討するとともに、今後の県営住宅の整備に当たっては、3団地での状況を踏まえた上での検討が必要である。(意見15)</p>	<p>入居者のより利用しやすい福祉サービスのあり方を検討するため、福祉施設の利用状況について、事業者への聴き取りを早期に実施する。</p> <p>また、今後の建替事業における併設施設については、聴取の結果を踏まえた計画・設計を行う。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
45-46	リフォーム等の促進による住宅ストックの質の向上	<p>今後、点検、修繕が住宅の価値の維持にどのように繋がるか、住宅の所有者に情報を提供することによって、住宅の長寿命化の促進を図るべきである。また成果指標についても適時に検証が可能な指標を検討すべきである。(意見16)</p>	<p>既存住宅の長寿命化の促進を図るためには、建物の構造体よりも先に更新時期を迎える、住宅設備に対してのリフォーム支援が必要となる。このために、令和2年度から実施する「Society5.0対応型耐震リフォーム支援事業」(耐震化と併せて一般的な設備のリフォームをはじめ、スマートロックの設置や見守り機能付きトイレの設置といった、最先端のリフォームも行うことが出来る事業)の周知・活用を促し、この補助制度の説明に併せ、消費者には点検や修繕に関する情報を同時に提供することとする。</p> <p>また、当該事業の実施を踏まえ、成果指標に関しては令和2年度から見直し作業を開始する第4次計画のアドバイザー会議に諮っていく。</p> <p>(住宅課)</p>	措置中
46-47	既存住宅の価値を高める制度の普及	<p>インスペクションについては、中古住宅市場の活性化等の施策において非常に重要な役割を果たすと考えられる。インスペクションの周知、活用について積極的な施</p>	<p>令和2年9月から開始予定の、意見19に対して講ずる市場調査に併せて、一般の方がインスペクション(建物状況調査)を知る機会を設けるため、建物の売買をする際の窓口と</p>	措置予定

		策の展開が必要である。(意見17)	なる宅地建物取引業者等に対し、媒介時のインスペクション活用に向けた周知依頼を行う。 (住宅課)	
		今後、良質な住宅を建築することにより、将来、ストックとしての価値が維持されることをデータとして建築主に提供できるよう、住宅関連事業者へのデータ提供等、具体的な施策の展開が必要である。(意見18)	建築主が、住宅を建築する際に必要な知識を容易に得られるようにするため、長期優良住宅や住宅性能表示制度、住宅のメンテナンスの必要性等を分かりやすく記載した「とくしま住まいづくりガイドブック」を令和元年度末に作成し、関係団体への配布及び「とくしま回帰住宅対策総合支援センター」のホームページで公開を行った。 また、このガイドブックの公開に併せて、より専門的な既存資料や各種データの提供を、徳島県木材利用創造センター(徳島市南庄町)人材育成棟内に開設されたオープンライブラリーで開始した。 (住宅課)	措置済み
47-48	環境負荷に配慮した住生活の促進等	環境負荷に配慮した住生活の促進においては、法令に適合した住宅の認定にとどまらず、本県における事例収集や環境負荷低減のデータ収集、更には中古住宅市場における価値の維持といった観点でのデータの収集、周知といった活動を積極的に行うべきである。(意見19)	長期優良住宅やゼロエネルギーハウスなどの環境負荷低減に配慮した住宅が、一般の住宅に比べて、中古住宅市場における価格や売れ行き之差がどの程度あるかについて、令和2年9月を目途に市場調査に着手し、今後の普及策の検討を行う。 (住宅課)	措置予定
48-49	住生活産業を支える人材の育成	専門家や地域住民が施策の担い手となり、協働するためには、まずは専門家等から現状についての意見聴取を行う仕組みを作る必要があり、その意見を反映させた上で、施策への参画を促すべきである。(意見20)	令和2年度中に、「空き家判定士」や「空き家コーディネーター」などの登録育成制度や実際の活動内容などの要望や課題を聞き取るための専門家との協議の場を設け、第4次計画の空き家施策策定に向けた検討を行う。 (住宅課)	措置予定
		住宅ストックビジネスを活性化するためには、空き家バンクにおける情報提供を改善し、インスペクションや既存住宅売買瑕疵保険の情報提供を積極的に行うべきである。(意見21)	「とくしま回帰」空き家情報バンク等のホームページ上から国土交通省のホームページにアクセス可能にすることにより、インスペクションや既存住宅売買瑕疵保険等の情報の周知を行えるよう、令和2年12月までに改善する。 (住宅課)	措置予定
49-50	安心して住宅を取得等できる市場環境の整備	住宅に関する情報提供を担っているサイトの中には、導線が不十分のため、利用者の立場に応じた分かりやすい情報提供を行うことができていないサイトがある。今後、各サイトにおいて、利用者の立場に応じた情報提供をするための導線を充実し、具体的なイメージを想起できるように工夫をすべきである。(意見22)	各サイトにおいて、リンク先や添付ファイルに簡単な解説を添えて、探している情報かどうかを容易に判断できるようにするなど、令和2年度中にホームページを改善する。 (住宅課)	措置予定
50-52	県民の理解・協力の基礎となる	今後、森林環境税の地方への譲与額が増加することが想定される中、これまで行われた体験イベント等のノウ	木育については、とくしま木づかい県民会議や、県内20か所(15市町村)で活動している木育体験施設「すぎの子	措置済み

	住育等の推進	<p>ハウを活かし、県全体として効果的、効率的に木育を行うことができるよう、各市町村の特徴に応じた役割分担、メニューの策定、開示が必要であるところ、総合的に情報を収集・分析することができる県としてはより積極的に市町村等への支援を実施する必要がある。さらに、住宅課とも横断的に協議し、ストック重視の住宅施策についても、知識の普及に努めるべきである。(意見23)</p>	<p>木育広場」のほか、木育活動団体等が県内各地でその地域のニーズに応じた体験イベント等を実施している。</p> <p>令和2年7月には県内市町村を対象に、森林環境譲与税の説明会を開催し、これら木材利用や木育活動の事例についての紹介を行った。</p> <p>また、各市町村の特徴に応じた木育を推進するため、令和2年度から新たに各市町村への個別訪問等による技術的支援を行うこととした。</p> <p>住宅課とは毎年秋の木づかいフェアや木造住宅相談会などの各種イベントを通じて、住宅相談や施策の紹介等を行っており、木造住宅現場見学会では古民家改修・耐震改修などの事例も紹介している。今後も引き続き連携・協議し、ストック重視の住宅施策についても更なる知識の普及に努める。</p> <p>(スマート林業課プロジェクト推進室)</p>	
		<p>今後、計画に記載されている空き家等の改修、仮設住宅モデルの見学会、耐震改修工法の動画の発信等への取組も具体化すべきである。(意見24)</p>	<p>空き家改修等を啓発する動画を令和2年度中に作成・発信する予定である。</p> <p>(住宅課)</p>	措置中

II 県営住宅に関する施策

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	家賃等の滞納者への対応			
75-78	入居中の滞納者への対応	<p>滞納処理要綱を見直し、できるだけ早期に滞納が発生している要因を分析し、福祉的対応が必要なケースについては、より積極的に関係機関と連携して入居者への支援を実施し、生活の立て直しとともに滞納の解消を図るべきであり、福祉的対応等を要しない滞納案件については、遅くとも滞納家賃の月数が12月に達した場合には、速やかに使用許可を取り消し、法的措置を含め速やかに明渡しを求めるべきである。(意見25)</p>	<p>現在「滞納処理要綱」を見直し、本年中に改正することとしており、原則6か月の滞納で明渡請求を行うよう検討を進める。</p> <p>また、滞納が発生している要因を分析し、ひとり親世帯、高齢者単身世帯など、特に福祉的対応が必要なケースについては、生活保護の受給による代理納付や、可能なものについては手続の確実な履行による家賃減免など、福祉部局とのさらなる連携強化に努める。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
78-81	退去した滞納者への対応	<p>退去した滞納者について、督促後1年以内に滞納が解消されないときには、その間に履行延期の特約又は滞納家賃が少額であること等を理由に徴収停止措置をとった場合その他特別な事情があると認める場合を除いて、原則として訴訟提起をし、強制執行を実施すべきである。(指摘1)</p>	<p>現在「滞納処理要綱」を見直し、本年中に改正することとしており、訴訟に要する費用を勘案し、滞納家賃が少額、その他特別な事情があると認める場合を除いて、原則として訴訟提起、強制執行を実施するよう検討を進める。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定

81-84	分納誓約	<p>滞納処理要綱を見直し、できるだけ早期に滞納が発生している要因を分析し、福祉的対応が必要なケースについては、より積極的に関係機関と連携して入居者への支援を実施し、生活の立て直しとともに滞納の解消を図るべきである。(意見26)</p>	<p>現在「滞納処理要綱」を見直し、本年中に改正することとしており、滞納が発生している要因を分析し、ひとり親世帯、高齢者単身世帯など、特に福祉的対応が必要なケースについては、福祉部局とのさらなる連携強化に努める。 (住宅課)</p>	措置予定
		<p>滞納者へ分納を認める場合には、履行延期の特約又は地方自治法第96条第1項第12号若しくは専決に基づく和解の手続をとらなければならない、かかる手続をとったことを明確にするため、現在の運用を改め、合意書等の書面を作成するべきである。あわせて、滞納者が入居者である場合には、分納を怠ったときや新たに発生する家賃について滞納が発生したときに備える必要がある。そのため、例えば、分納を怠ったときや新たに発生する家賃を滞納したときには、速やかに入居中の県営住宅を明け渡すことを分納を認める条件とし、その旨を合意書に明記すべきである。</p> <p>さらに、長期の分納を認める際には、分納を怠ったときや新たに発生する家賃を滞納したときに速やかに入居中の県営住宅を明け渡すことを条件とした上で、当該合意内容について即決和解を利用して債務名義化することを検討すべきである。(指摘2)</p>	<p>分納の誓約は、納付を約束させるものであり、履行を怠ったときには県営住宅の明渡しを求められることとして指導を行っている。</p> <p>現在「滞納処理要綱」を見直し、本年中に改正することとしており、期限の利益を与えるものではないことを確認させた上で誓約に同意するなどの検討を進める。 (住宅課)</p>	検討中
84-85	連帯保証契約の解除	<p>連帯保証契約を解除する要件や手続について、住宅条例に明記し、連帯保証人に対しても、文書等で周知すべきである。(意見27)</p>	<p>8月定期募集の入居時に連帯保証人契約の解除要件を文書で示し、合わせてホームページでも周知することとして調整を進める。 (住宅課)</p>	措置予定
85-87	連帯保証人制度の見直し	<p>県の連帯保証人に関する住宅条例の改正の方向性については、急速に人口減少が進むとともに、単身世帯が増加している現状に鑑みれば、高く評価でき、さらに、改良住宅を含む全ての県営住宅において連帯保証人を廃止する方向での住宅条例の改正を検討されたい。なお、連帯保証人の廃止については、新規の連帯保証人についてのみではなく、現在の連帯保証人についても遡及させることが、公平性の観点からは好ましいものと考えられる。(意見28)</p>	<p>令和2年4月の徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の改正により、これまで優先入居を行ってきた、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、多身世帯等について連帯保証人を不要とした。</p> <p>今般の条例改正は、徳島県営住宅の家賃滞納の現状を踏まえたものであり、福祉的対応を必要としない滞納する入居者にも対応する必要がある。連帯保証人には滞納者への納付指導を要請しており、全ての連帯保証人を廃止するとなれば、家賃滞納の増加が予想されることから、公平性・公正性の観点から当面は、改正条例の内容で運用することとし、今後、必要に応じて見直しを行う。 (住宅課)</p>	不措置
87-88	相続人への請求	<p>債務者及び債権額の特定は債権管理の基本であり、退去した滞納者及び連帯保証人の死亡が判明した場合には、後記の(指摘4)記載の①、③及び④の要件を満たさな</p>	<p>現在「滞納処理要綱」を見直し、本年中に改正することとしており、退去した滞納者及び連帯保証人の死亡が判明した場合、不納欠損の要件に該当しないものについては、原則と</p>	措置予定

		<p>いときには、速やかに相続人調査を行い、相続人調査の結果、(指摘4)②の要件を満たさないときには、相続人に対して法定相続分に応じた請求を行われたい。(指摘3)</p>	<p>して相続人調査を行い、権利濫用のおそれがないときには、相続人に請求を行うこととしている。 (住宅課)</p>	
88-90	不納欠損処理と債権放棄	<p>現在の不納欠損処理のための債権放棄に必要な要件については、以下のように個別の要件として改めるべきである。</p> <p>①債権について消滅時効が完成した場合(債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)</p> <p>②債務者及び連帯保証人がいずれも死亡し、相続人が存在せず、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合</p> <p>③破産法第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れた場合(連帯保証人がいる場合は除く。)</p> <p>④行方不明や少額等により徴収停止の措置をとり、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められる場合(連帯保証人がいる場合は除く。)(指摘4)</p>	<p>現在「滞納処理要綱」を見直し、本年中に改正することとしており、不納欠損処理の対象となる要件を明確化し、消滅時効の完成、債務者及び連帯保証人の死亡、破産による免責、弁済する見込みがないと認められる場合などにおいては、適切に処理を進めるよう見直しを進める。 (住宅課)</p>	措置予定
		<p>現在の不納欠損処理のための債権放棄に必要な要件は、事実上回収不能な債権を長期間管理する必要がある、合理性もないことから、不納欠損処理のための債権放棄に必要な要件を改めるとともに、手続としても、議会の議決による債権放棄だけでなく、債権管理条例を制定し、時効完成や破産免責などの事由については、長による債権放棄を可能として迅速に不納欠損処理を行えるよう検討されたい。(意見29)</p>	<p>未収金対策については、県民負担の公平性・公正性の確保を図ることを基本とし、全庁を挙げた取組を行ってきたところである。</p> <p>令和2年3月18日開催の未収金対策委員会において、各部署に対し、必要に応じて適切に債権放棄を行えるよう「個別マニュアル」の改正等、必要な対応を行うよう指示するとともに、令和2年8月6日開催の同委員会においても、債権放棄に当たっては「債権管理の手引き」等を参考に、取組を積極的に検討するよう指示した。 (会計課)</p>	検討中
	県営住宅の管理			
90-92	放置自転車等への対応	<p>公社は、県営住宅を、その設置の趣旨に従い、適正かつ良好な状態で管理しなければならないのであり、当然、放置自転車への対応も適切に行う必要がある、自治会だけに対応を任せている現状は不適切である。したがって、公社に指示して、自治会と協力し、放置自転車を撤去し、県営住宅の入居者及び同居者に対して、駐輪場以外の場所に駐輪しないよう周知を徹底すべきである。また、入居者が駐輪場を利用する場合には、ステッカー等の貼付を求めるなどして、放置自転車が入居者の自転車である</p>	<p>令和2年度から、公社の巡回指導を月1回以上に強化するとともに、放置自転車については、公社と自治会が協力して所有者に撤去を求め、所有者不明の場合は、処分する旨を表示して一箇所に集積し、一定期間経過後に処分するなど対応することとした。 (住宅課)</p>	措置済み

		か否か、いずれの入居者の放置自転車であるかを判別する方法を導入すべきである。(意見30)		
92-94	無断駐車への対応	今後、定期的に無断駐車の有無を確認する体制を検討するとともに、入居者において、外来者用駐車場も含めた駐車場の利用ニーズが高いのであれば、むしろ空き地を駐車場として整備することも検討されたい。(意見31)	令和2年度から月1回以上の巡回指導、駐車場管理組合からの通報など公社の監視体制を強化し、駐車場の利用状況の確認、適正利用の指導を行うこととした。 また、駐車場のニーズ調査については、平成22年度の駐車場有償化に際して、全団地で説明会を開催した中で実施しており、入居者のニーズにより、一部の団地では駐車場を整備した。 (住宅課)	措置済み
94-95	個人情報の管理	連帯保証契約を解除した連帯保証人の情報については、システム上連帯保証人の情報から削除すべきであり、現在の連帯保証人の情報だけを管理する体制にすべきである。(意見32)	連帯保証契約を解除した連帯保証人の情報については、入居者が死亡、行方不明になった場合など県営住宅の管理を適正かつ合理的に行うためには必要な情報であることから、令和2年3月にシステムを改修し、情報の管理について更に徹底することとした。 (住宅課)	不措置
95-98	退去修繕費の徴収・管理	県営住宅から入居者が退去した際には、原則として速やかに修繕を実施し、適正な修繕費の負担を退去者に請求すべきであり、敷金から修繕費を精算する方法も検討すべきである。 また、退去した者から将来の修繕に充てるとして預かっている現金については、現状、簿外となっているが、決算書に計上すべきである。さらに、封筒に入れ、金庫に保管している管理状況も適切ではなく、預金口座に入金すべきである。(指摘5)	退去者から預かっていた修繕費用については、令和2年7月までに修繕を行っており、全額支払い済みである。 令和2年度から、退去に伴う修繕費用は、退去者が立ち会いの上で修繕業者が見積を行い、退去者が負担すべき金額を退去者から直接、修繕業者に振り込んでもらい、入金の確認後速やかに修繕を実施するよう運用を改めた。 (徳島県住宅供給公社)	措置済み
98	入居者の募集	入居者の募集については、郵送による受付を認めたり、徳島市外にある県営住宅の集会所等において受付を実施したりするとともに、随時募集の範囲を広げるなどして、より柔軟な入居者の募集手続が検討されるべきである。また、希望者については、民間の賃貸住宅と同様に、内覧等を実施することも検討すべきである。(意見33)	入居者の募集については、申込関係書類に不備がある際、受付期間に間に合わないなど混乱をきたす可能性を考慮し、現状、郵送での受付は行っていない。より柔軟な入居者の募集手続については、検討を行う。 内覧等については、様々な地域における数多くの物件を一度に募集していることから、内覧の実施が物理的に困難であることを踏まえ、公社窓口での室内の参考写真の閲覧を可能とする運用を開始した。 今後は、ホームページにおける掲載写真の充実等の検討を進める。 (住宅課)	検討中
98-100	自治会運営及び共用部分の管理	県営住宅における自治会の役割は評価されるべきであるが、今後は自治会機能の低下が想定されることから、より積極的な自治会の運営支援を実施するべきである。	従来、自治会からの支援要請があった場合には、県及び公社等が必要な助言などを行ってきた。今後、他の自治体事例も参考に、効果的な自治会の運営支援について検討を進め、	検討中

100-101		(意見34)	実施可能なものについては自治会の意向を踏まえ、導入を図っていく。 (住宅課)	
		例えば、大学やNPO等と協働して、全国各地で試みられている官民連携で公営住宅等の団地の再生を図る、いわゆる団地再生プロジェクトを実施するなど、公営住宅の質を高める取組について検討し、共用部分の利活用をより積極的に進めるべきである。(意見35)	人口の減少や空き住戸の増加などの現状を踏まえつつ、県営住宅の活用方針について令和3年度中に検討を行う。 (住宅課)	措置予定
	県営住宅における防災対応	それぞれの県営住宅の被害想定に応じて、災害備蓄の整備や避難訓練等の継続的な実施を行うべきである。その際には、実際の入居者を念頭に必要な災害備蓄の洗い出しを行うとともに、県営住宅に居住する避難行動要支援者等の支援のあり方や、県営住宅の自治会単位での防災計画の策定等を自治会と協働しながら進め、あわせて近隣住民との連携も推し進めるべきである。(意見36)	市町村による地域住民への支援内容や、団地空室等の備蓄倉庫としての利用方法などを団地自治会に情報提供することにより、県営住宅の防災対応力を向上させるための支援策の検討を本年度中に進める。 (住宅課)	措置予定
		家具の転倒防止措置のための金具の取付け等について、賃貸住宅においてもより積極的に家具の転倒防止措置がとられることになるよう、原状回復の範囲に含まれていないことを入居のしおり等に明記し、入居者に推奨すべきである。(意見37)	8月募集以降の「入居のしおり」や、9月末発行の「県営住宅だより」などを活用し、家具の転倒防止措置が原状回復の範囲に含まれていないことについて周知を図る。 (住宅課)	措置予定

III その他の住宅に関する施策

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
102-104	脱炭素型設備転換支援事業補助金(徳島県ZEH補助金)	ZEH補助金については、平成30年度までの当該制度の利用実績が少なかった理由について検証し、その要件等について再検討が必要である。(意見38)	今回の意見を受け、令和2年度以降の補助制度において、補助対象となる設備の拡大など、利用実績の増加に向けた要件を再検討している。 また、補助金の額については、昨今の蓄電池の市場状況を注視し、財政部署と協議しながら検討する。 (環境首都課)	措置中
		ZEH補助金制度の普及には、ZEHビルダー、プランナーとしての登録者数の増加及び専門家の理解が必要である。今後、引き続き、周知活動や専門家との意見交換が必要である。(意見39)	今般のコロナ禍の影響で、ZEHビルダー・プランナー等住宅関連事業者との意見交換の時期を調整中であり、適切な時期に実施するとともに、当補助金制度については、県ホームページへの掲載や業界団体・マスコミへの資料提供など効果的な周知に努める。	措置予定

			(環境首都課)	
105-110	徳島県勤労者住宅建設資金貸付制度	<p>徳島県勤労者住宅建設資金貸付制度については、近年ほとんど利用されておらず、貸付実績も予算全体のごく一部であり、民間の金融機関の商品と比較しても、今後、本件貸付制度の大幅な利用は見込まれないことから、抜本的な見直しが必要とされるべきである。(意見40)</p>	<p>本県においては、激甚化、頻発化する自然災害への対応が喫緊の課題となっており、災害発生後の速やかな住宅再建の観点から、令和2年度における徳島県勤労者住宅建設資金貸付制度のうち、利用の見込めない「小口資金」を廃止する一方で、災害等で損害が発生した住宅の大規模修繕に必要な経費を支援する「災害住宅復旧サポート資金」を創設した。</p> <p>また、災害対策に加え地球温暖化対策として自立・分散型電源導入のための経費を支援する「住宅用ソーラー蓄電システム設置資金」を創設した。</p> <p>さらに、「耐震型・バリアフリー住宅建設資金」の融資限度額を引き上げるとともに融資利率を引き下げ、利用しやすい制度へと見直しを行った。</p> <p>(労働雇用戦略課)</p>	措置済み
111-113	森を木づかう住宅資金貸付制度	<p>森を木づかう住宅資金貸付制度については、その利用実績からすると制度の抜本的な見直しが必要と言わざるを得ず、県産材消費の出口戦略としては、他の施策の検討も必要である。(意見41)</p>	<p>令和2年度において、金融機関と制度説明をはじめ、利用の促進、改善点などについて個別協議を行っている。</p> <p>また、県プレカット協会や木の家づくり協会等の会議に参加し、制度に関する意見交換や工務店等への制度の周知を依頼しており、これらの協議を踏まえ、制度の見直しを検討している。</p> <p>さらに、身近なところで木材を利用してもらえるよう「木育」の取組を推進するとともに、県外・海外への新たな需要開拓を図る事業を検討するなど、引き続き、県産材消費拡大を進めていく。</p> <p>(スマート林業課プロジェクト推進室)</p>	措置中
		<p>県産材の消費拡大に係る施策については、プレカット加工業者等の県産材の流通に当たって重要な役割を果たす事業者からの高い評価が不可欠であり、事業者との意見交換や事業者の意見を反映した施策が望まれる。(意見42)</p>	<p>令和2年度から県産材を取り扱う県内製材工場とプレカット事業者、木材市場、大型製材工場等とのマッチング事業の実施を予定しており、この中で事業者からの意見聴取も行うこととしている。これを契機に、新たな販路開拓につなげ、県産材の消費拡大に努める。</p> <p>(スマート林業課プロジェクト推進室)</p>	措置中

徳島県公安委員会告示第8号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和2年9月29日

徳島県公安委員会委員長 森 秀 司

1 講習に係る警備業務の区分，講習の種別，実施期日及び定員

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

(2) 講習の種別

次に掲げる種別の講習を実施する。

ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）（以下「指導教育責任者資格者証等」と総称する。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

令和2年11月4日（水），同月5日（木）及び同月10日（火）から同月13日（金）までの6日間（11月4日，同月5日及び同月10日から12日までの5日間は午前9時から午後4時50分まで，同月13日は午前9時から午後1時50分までとし，午後2時から修了考査を実施する。）

なお，受付は，11月4日の午前9時から午前9時20分までとする。

イ 追加取得講習

令和2年11月11日（水）から同月13日（金）までの3日間（11月11日は午後2時から午後4時50分まで，同月12日は午前9時から午後4時50分まで，同月13日は午前9時から午後1時50分までとし，午後2時から修了考査を実施する。）

なお，受付は，11月11日の午後1時30分から午後1時50分までとする。

(4) 定員

新規取得講習及び追加取得講習を合わせて30人

2 場所

徳島県立工業技術センター

（徳島市雑賀町西開11番地の2 電話088-669-4711）

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講の申込みを行う日において，次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講の申込みを行う日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

4 講習の受講申込手続

(1) 電話による予約

ア 専用電話による予約

(ア) 講習を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、講習の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、次に掲げる講習の種別ごとに定めた期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

a 新規取得講習

令和2年10月12日（月）から10月16日（金）まで

b 追加取得講習

令和2年10月14日（水）から10月16日（金）まで

イ 予約番号の付与

電話予約を行う者が3に掲げる受講対象者の要件を満たすときは、予約番号を付与する。

ウ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 講習を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 受講申込書等の提出

ア 提出要件

講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した者（以下「講習申込者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

- (ア) 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する受講申込書をいう。以下同じ。）
1通に受講対象者に該当することを疎明する書面1通を添付すること。

なお、受講申込書には、必ず写真（提出日前6か月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、その裏面に氏名を記載したもの）1枚を貼り付けること。

- (イ) 受講対象者に該当することを疎明する書面は、次のとおりとする。

a 新規取得講習

- (a) 3の(1)のアに該当する者

最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業務従事証明書（警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第6条第1項に規定する警備業務従事証明書をいう。以下同じ。）及び履歴書

- (b) 3の(1)のイに該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

- (c) 3の(1)のウに該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

- (d) 3の(1)のエに該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

- (e) 3の(1)のオに該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

b 追加取得講習

2号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し及び3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを疎明するaの(a)から(e)までのいずれかの書面

- (ウ) (イ)のaに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、3の(1)のア、ウ又はオに該当することを誓約する誓約書及び履歴書をもって当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、3の(1)のアに該当する者にあつては、履歴書の提出を省略することができる。

(3) 提出先

受講申込書及びその添付書類（以下「受講申込書等」という。）は、徳島県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に講習申込者本人が提出すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、講習申込者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申込みは認めない。

(4) 提出期限

受講申込書等の提出は、令和2年10月19日（月）から同月23日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

(5) 講習手数料

受講申込書等を提出する際、講習手数料として、新規取得講習にあっては38,000円を、追加取得講習にあっては14,000円を徳島県収入証紙により納付すること。

なお、納入された講習手数料は、還付しない。

5 講習の委託

この講習は、一般社団法人徳島県警備業協会（徳島市昭和町2丁目5番地）に委託して実施する。

6 その他

(1) 講習修了証明書の交付

講習においては、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、その当日中に講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、これを略さずに、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 持参するもの

講習期間中は、筆記用具、警備員指導教育責任者講習教本及び警備業関係法令集を持参すること。

(3) コロナウイルス感染症感染防止対策

コロナウイルス感染症の感染防止対策として、講習受講中は、必ずマスクを着用すること。

(4) 問合せ先

講習の問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。